

仕事や生活にお困りの方は

「福岡市生活自立支援センター」にご相談ください

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市にお住まいの方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「収入減少や失業で家賃が支払えない」「悩み事や不安を相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

同センターでは、専門の支援員があなたに寄り添いながら、「住居確保給付金(※)」や「就労支援」、「家計相談」、その他の制度などを組み合わせながら支援します。

※ 住居確保給付金とは・・・

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行うものです。（受給には収入や預金額、求職活動など、一定の要件がありますので、まずは同センターにご相談ください。） ※くわしくは市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

福岡市生活自立支援センター TEL：0120-17-3456 FAX：092-732-1190

福岡市生活自立支援センター分室 TEL：0120-20-0607 FAX：092-401-1887

※ 上記の電話番号は、市営住宅の入居申し込みの電話番号ではありません。

※ 福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付は行っておりません。

福岡市生活自立支援センター

あなたのお困りごとを一緒に考えます。

福岡市生活自立支援センター

こんな悩みをお持ちの方に

仕事が見つからない
お金の管理が苦手
医療費が支払えない
借金をどうしたらいいかわからない
家賃を滞納している
将来の生活が心配
住まいが安定しない
子育てに不安がある

年金を受給しているがもう少し収入が必要

支援員がお話をじっくりとお聴きして、一緒に解決策を探します。ひとりで抱え込まず一緒に考えましょう。秘密は守ります。まずはお気軽にご相談ください。

福岡市生活自立支援センターは、福岡市在住の方で、生活や仕事にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

下記のいずれでも相談を受け付けます

福岡市生活自立支援センター
〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガー・オフィス7階
TEL: 092-732-1188 FAX: 092-732-1190

福岡市生活自立支援センター分室
〒818-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガー・オフィス7階
TEL: 092-401-1886 FAX: 092-401-1887

相談時間：9:00-17:00 休館日：土・日・祝・年末年始
(分館時間：福祉系生活自立支援センター：092-731-1552)

皆様の生活を支援して
安定・自立を共にめざします！

相談支援
仕事や生活にお困りの方や悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。ご相談の内容に応じて、下記の支援やその他の制度などを組み合わせながら支援します。

住居確保給付金
離職などにより経済的に困窮し、家賃の支払いが難しい方、または住居を失った方に対し、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給します。(支給には一定の要件があります。)

就労支援
仕事探しや就職に向けた支援を行います。すぐに就労することが難しい方には、就労に向けた準備として、生活習慣を養えるための講座や、社会参加の体験プログラムなどをご案内します。また、就労への不安をお持ちの方が、サポートを受けながら働く場の利用についても支援します。

家計相談
現在の収入と、生活費やその他の支払いなどの支出を一緒に整理し、家計の見直しを行います。家計を改善するために、必要なアドバイスをさせていただきます。

子育て支援
子育てにかかるお金やお子様の教育、その他の子育てについてのお悩みを、子ども支援員がじっくりと伺い、一緒に解決方法を探します。お子様の遅れやパートナーのご実所も可能です。

相談 無料 **秘密 厳守**

相談から支援までの流れ

- まずは相談窓口へ
事前にお電話にてご予約ください。窓口にお越しいただくことが難しい方はご相談ください。
- 生活の状況を見つめます
あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話しください。生活の状況を見つめ直し、抱えている課題を一緒に整理していきます。
- あなただけの支援プランをつくります
自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。
- 寄り添いながら支援します
支援プランに沿って、支援員があなたに寄り添いながら自立に向けて支援します。
- 安定した生活へ
あなたの困りごとが解決された後も、安定した生活を維持できているか一定期間、支援員がフォローします。

まずはお気軽にお電話ください。

福岡市生活自立支援センターのサービスは、福岡市在住の方が対象です。市外にお住まいの方は、お住まいの地域の相談機関をご案内いたします。

令和5年度5月(第1回) 福岡市営住宅入居者募集案内書

抽選方式



募集案内書を**必ず**よく読んで申し込みください。
募集住宅一覧表だけでなく、申込資格や申込みについての注意点などもご覧ください。

市営住宅入居者募集予定（抽選方式）

○今回の募集について

募集月	案内書配布・申込受付期間
令和5年5月	令和5年5月10日(水)～5月19日(金)

○今後の募集予定について

募集月	案内書配布・申込受付期間	市政だより掲載号
令和5年 8 月	令和5年 8 月 2 日(水)～ 8 月10日(木)	令和5年 8 月 1 日号
令和5年 11 月	令和5年 11 月 1 日(水)～ 11月10日(金)	令和5年 11 月 1 日号
令和6年 2 月	令和6年 1 月31日(水)～ 2 月 9 日(金)	令和6年 2 月 1 日号

○予定は予告無く変更される場合があります。 ○募集対象の住宅、戸数などは募集の都度決定します。
○募集時期になりましたら、「市政だより」でお知らせいたします。 ※火災・水害などにより一時的に住宅が必要な方はご相談ください。

お問い合わせ先



市営住宅センター 募集係
(福岡市住宅供給公社)



〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市住宅供給公社 1 階
FAX 092-272-5030

092-271-2561

インターネット申込アドレス 申込みは福岡市住宅供給公社のホームページから

http://www.nicety.or.jp

福岡市住宅供給公社

検索



インターネット申込は、期間中24時間申込み可能

1世帯につき
1住宅・1申込
のみ

3. 申込みから入居までの流れ

1. 募集案内書(この冊子)を手に入れる

- 配布場所
- 市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)
 - 福岡市役所 情報プラザ
 - 各区役所情報コーナー
 - 入部出張所
 - 西部出張所
 - なみきスクエア(東区千早)



福岡市役所 情報プラザ

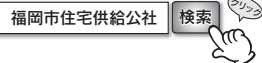


市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)

2. 申込受付

方法 入居申込書を郵送(所定の封筒で郵送してください)または、インターネットでの申込み
期間 【郵送】 令和5年5月10日(水) から5月19日(金) まで(5月19日の消印まで有効)
【インターネット】 令和5年5月10日(水) 9:00 から5月19日(金) 23:59 まで

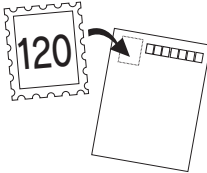
申込みは福岡市住宅供給公社のホームページから



<http://www.nicety.or.jp>

57 ページへ

- 注意点
- (1) 受付後、抽選番号通知書(ハガキ)を抽選会の前日までに届くように送付します。
インターネット申込みの場合、抽選番号のメール通知は行いませんので、
郵送の抽選番号通知書(ハガキ)をご確認ください。
 - (2) 入居申込書の郵送時は、所定の封筒に入れ、50g までは120円
50g~100g までは140 円の切手を貼って郵送してください。
切手の貼り忘れ、料金不足の場合は、申込受付できません。
 - (3) 29・30 ページの申込みについての注意点をよく読んで申し込みください。
 - (4) 仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない
場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。募集案内書や別紙の「申
込書の記入方法」をよく読んで申し込みください。



相談窓口 ※窓口での相談は実施しておりません。
ご不明な点は、お電話でお問い合わせください。

1世帯につき
1住宅・1申込みのみ
×複数申込
×重複申込

3. 抽選会

日時(予定) 令和5年6月8日(木) 午前10時から1時間程度(予定)
場所 中央市民センター 3階ホール

※抽選会への参加の有無は当落には影響ありません。

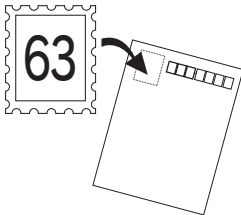
- 注意点
- (1) 公開抽選で行います。
 - (2) 抽選はコンピューターを使用し、仮当選・補欠番号を決定します。
 - (3) 抽選会場の交通アクセスは58 ページをご覧ください。
 - (4) 抽選会への参加の有無は当落に影響ありません。
 - (5) 当日、抽選会場へのお車でのご来場はご遠慮ください。
 - (6) 会場入口にてアルコールでの手指消毒のご協力をお願いいたします。
また、発熱等の症状がある場合のご来場はご遠慮ください。



4. 結果発表

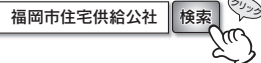
掲示場所 市営住宅センター(福岡市住宅供給公社)、福岡市役所 情報プラザ、各区役所情報コーナー、
入部出張所、西部出張所
期間 令和5年6月9日(金) 午前9時から6月16日(金) 午後5時まで

- 注意点
- (1) 抽選結果の通知を希望される方は、申込み時に抽選結果通知書に
必要事項をご記入のうえ63円切手を貼って申し込んでください。
なお、インターネット申込みの場合、抽選結果のメール通知は行い
ませんので、福岡市住宅供給公社ホームページに抽選会翌日から翌
週金曜日まで掲載予定の抽選結果(仮当選番号表)をご確認ください。
また、電話での抽選結果のお問い合わせには一切お答えできません。
※仮当選者及び補欠者には別途文書でも通知します。



- (2) 抽選会終了後は、会場での仮当選番号表の掲示はいたしません。翌日からの区役所などでの掲示でご確認ください。福岡市住宅供給公社のホームページにも抽選
会翌日から翌週金曜日まで掲載予定です。
- (3) 仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない
場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。取消となる方には、
資格審査に進む前に文書でお知らせします。

仮当選番号表は福岡市住宅供給公社のホームページから



<http://www.nicety.or.jp>

3. 申込みから入居までの流れ

5. 資格審査

日時・場所	令和5年6月19日(月)から6月24日(土)まで(午前9時～午後7時 ※土曜日は午後5時まで) なお、令和5年6月19日(月)から6月23日(金)の午後5時～午後7時と令和5年6月24日(土)午前9時～午後5時は、予約制です。来社の前日までにご連絡ください。 ○市営住宅センター 3階講堂(予定) 抽選で仮当選となった方は、市営住宅の入居資格を確認するための審査を受けていただきます。詳しい資格審査の日時・必要な書類などについては、文書でお知らせします。 ※ただし、4ページ「4. 結果発表」の(3)の取消となる方は除く。
必要な書類 (基本的な例)	○親族関係及び居住地確認のための、「本籍」「世帯主との続柄」がのった世帯全員の住民票 (外国人は記載事項を省略していない住民票) ○持家有無の確認のため、現在住んでいるところの賃貸借契約書 ○18歳以上の方は、市(区)町村長が発行する最新の所得証明書 ○18歳以上の方は収入に関する書類 ○その他、申込資格を確認するために必要と思われる書類 ※マイナンバー(個人番号)の記載がある書類については取扱いできませんのでご注意ください。 ※公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限ります。
注意点	○収入状況などについては、資格審査時に確認します。収入超過であることが確認された場合は失格となります。 ○6月24日(土)までに資格審査を受けなかった方は失格となります。 ○資格審査実施以降に、収入状況などが変更になった場合は、速やかにご連絡ください。 ○資格審査の結果、市営住宅に入居する資格のないことが判明した場合や申込要件などを満たさない場合は失格となります。

6. 住宅紹介

時期	住宅は修繕が終わり次第、当選順位に従って、順次紹介します。
内容	(1) 空き家住宅は、入居予定の部屋番号をお知らせし、実際に部屋の下見をしてもらいます。 市営住宅は、住むために最低限必要な修繕以外は行いません。 (2) 契約に関する書類は、住宅を紹介する時にお渡しします。
注意点	修繕状況等により、住宅が変更になることがあります。 棟や階数の指定はできません。 ※駐車場のご契約を希望される人は、住宅を紹介する時にお申し出ください。契約可能車両などにつきましては29ページ「申込みについての注意点1」をご参照ください。

29ページへ

7. 契約

内容	契約に関する書類がすべてそろった方と契約します。同時に住宅の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。
期限	令和5年8月末日 ※修繕状況等により、期限が延びる場合があります。
注意点	(1) 期限までに契約ができない場合は失格になります。 (2) 資格要件(婚姻・離婚・持家処分等)が満たされなければ契約はできません。 (3) 家賃3ヶ月分の敷金を支払った領収書が必要です。 (4) 令和2年4月1日以降は連帯保証人が不要となりました。

8. 入居



4. 申込資格

次の(1)～(7)の条件を満たしていなければ申込みはできません。

(1) 申込者本人が福岡市に住んでいるか、勤務していること

市外居住の方でも福岡市内に勤務（通勤）している方は申し込むことができますが、**申込締切日現在で既に同一事業所に 4 ヶ月以上継続して雇用され、かつ、一週間の勤務時間数が 30 時間以上であることが必要です。**その場合でも、入居契約前に勤務先を退職すると当選されても失格になります。

また、申込締切日現在、福岡市内居住の方でも入居契約前に福岡市外へ転出されると当選されても失格になります。申込者本人は、契約後名義人となります。申込み後の名義人の変更はできません。



(2) 日本国籍を有しているか、または外国人にあつては「中長期在留者」(在留カードを交付されている方)もしくは「特別永住者」(特別永住者証明書を交付されている方)であること

資格については、住民票で確認いたします。

(3) 現在住宅に困っていること

現在、**市営住宅の名義人となっている方を含む申込み(車椅子使用者世帯に申込み場合は除く)や、同居しようとする親族を含め、市内市外にかかわらず持家がある方の申込みはできません。**(入居手続きまでに持家を処分する場合を除く)

※持家がある方は入居契約時までに持家を処分したことを証明する書類（不動産売買契約書等）を提出する必要があります。
また、所有者が移転したことを確認するため、入居後 1 ヶ月以内に建物登記全部事項証明書を提出していただきます。

(4) 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

福岡市営住宅に係る家賃等の滞納がある方は申込みできません。また、過去に迷惑行為、福岡市営住宅条例等に違反し、明渡し請求を受けたことがある方は、

原則として申込みできません。なお、福岡市営住宅に住所を有する方は、市の同居承認を受けていることが必要です。(無断で入居している方は不可)

(5) 暴力団員でないこと

申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員をいう）でないこと。

※入居資格について警察本部に照会いたします。暴力団員に該当する場合は入居できません。

(6) 申込者本人は成年者であり、現に同居する親族がいること

- (ア) 婚約中や事実上婚姻関係と同様の事情にある方も申込みは可能ですが、**夫婦の別居（同居しない場合は、離婚が必要）など、世帯を不自然に分割した申込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。**
- (イ) 事実上婚姻関係と同様の事情にある方の申込みは、**申込締切日までに次のいずれかを満たしている人**に限ります。
- ①**住民票の続柄に「末届の夫」または「末届の妻」と記載する届出を完了していること（続柄の記**

- 載が「同居人」は不可）。**
- ②**福岡市より「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けていること。**
- (ウ) **申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。(出産・死亡の場合を除く)**
- (エ) **親と同居しない未成年者（孫・甥・姪等）との申込みは相応の理由が必要です。申込み時に理由を記入した書類を同封してください。**
- 例)「両親がともに亡くなった孫を引き取り、平成 24 年 7 月より同居しています」など。

※同居の条件については、1 人(単身)で申込みが可能な場合を除きます。
単身で申し込む場合の要件は 27～28 ページをご確認ください。

👉 27～28 ページへ

(7) 収入基準にあうこと

申込者及び同居しようとする親族(婚約者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)の収入を合わせ、諸控除後の月収額が **158,000 円**以下であることが必要です。月収額の計算については9～17ページを参照ください。

ただし、申込者または同居親族が次の(ア)～(ク)の要件に該当する場合は **214,000 円**以下に、(ケ)～(シ)に該当する場合は **259,000 円**以下になります。

👉 9～17 ページへ

- (ア) 身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方
(イ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級または 2 級の方
(ウ) 療育手帳を所持し A または B1 の方、または、重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された方
(エ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方
(オ) 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
(カ) 引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方
(キ) 申込締切日現在、申込者が 60 歳以上の方(同居する親族がいる場合はそのいずれもが 60 歳以上の方か 18 歳未満の方)
(ク) ハンセン病療養所入所者など

➡ **214,000 円**
以下

- (ケ) 中学生以下(平成 20 年 4 月 2 日以降に出生)の児童がいる世帯
(コ) 18 歳(18 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日までの間にある方)までの児童が 3 人以上いる世帯
(サ) 配偶者がなく、かつ 20 歳未満の子を扶養している世帯
(シ) 母子手帳を所持し、現在妊娠している方がいる世帯

➡ **259,000 円**
以下

5. 収入基準 1

月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、入居の可否や、家賃等が決まります。
下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1) 入居希望者の所得額を 1 人ずつ計算してください。

- ※計算方法については、
○給与所得者の人は 11 ページへ
○年金所得者の人は 13 ページへ
○事業所得者の人は 15 ページへ

(2)1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯に A さん、B さんの 2 人の所得者がいる場合

A さんの所得額

円

+

B さんの所得額

円

=

世帯全員の所得額

(2)

円

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。

※下表を参考に計算してください。控除についての詳しい説明は 17 ページへ

① 公営住宅法施行令上の控除 (基礎控除振替分)

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	100,000 円 × 人
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額 × 人
合計		円

② 特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	内容	控除額	合計
ア.同居及び扶養控除	同居者または同居しない扶養親族	380,000 円 × 人	円
イ.特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000 円 × 人	円
ウ.老人扶養 (同一生計配偶者) 控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	100,000 円 × 人	円
エ.寡婦 ^{から} 控除 ^{※1}	所得のある人が寡婦の場合	270,000 円 × 人	円
オ.ひとり親控除 ^{※1}	所得のある人がひとり親の場合	350,000 円 × 人	円
カ.障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000 円 × 人	円
キ.特別障害者控除	申込者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000 円 × 人	円
合計 (アからキまでの控除額を合計してください)			円

控除額合計(①)

(3)-1

円

控除額合計(②)

(3)-2

円

※1 所得税法等の改正に伴い、寡婦 (寡夫) 控除が「ひとり親控除」及び「寡婦控除」に変更されました。詳しくは17ページを参照ください。

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額

(2)

円

※前ページ(2)で計算した金額

−

控除額合計(①)

(3)-1

円

※前ページ(3)-1で計算した金額

−

控除額合計(②)

(3)-2

円

※前ページ(3)-2で計算した金額

÷ 12 =

世帯の月収額

円

※下の表で申込みの可否を確認してください。

月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	収入分位	申込みの可否
0円〜104,000 円	1	○ 申込み可
104,001 円〜123,000 円	2	
123,001 円〜139,000 円	3	
139,001 円〜158,000 円	4	
158,001 円〜186,000 円	5	8 ページ(7)の(ア)〜(ク)に該当する世帯は申込み可
186,001 円〜214,000 円	6	
214,001 円〜259,000 円	7	8 ページ(7)の(ケ)〜(シ)に該当する世帯は申込み可
259,001 円〜	-	× 申込みできません

家賃はお申込世帯の月収額に応じて、第 1 分位から第7分位に分かれています。 33〜56 ページへ

メモ欄

5. 収入基準 2

月収額の計算方法は給与所得者、年金所得者、事業所得者の3タイプあります。

給与所得者の場合の所得金額の算出

1. 現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき
2. 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

支払金額 給与所得控除後の金額

給料・賞与

(例) 5ヶ月勤務しているとき

5ヶ月間の収入額 (※) ÷ 5 × 12

= 円

※1ヶ月に満たない月は含みません。

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
a 550,999 円以下	0 円	0 円
b 551,000 円～1,618,999 円	収入額－550,000 円	最大10万円
c 1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円	10万円
d 1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円	10万円
e 1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円	10万円
f 1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円	10万円
g 1,628,000 円～1,799,999 円	1. 収入額 ÷ 4 = (A) 2. (A) の 1,000 円未満を切り捨てます。その金額を (B) とします。 ※右の表の (B) に当てはめてください	(B) × 2.4 + 100,000 円
h 1,800,000 円～3,599,999 円	(B) × 2.8 - 80,000 円	10万円
i 3,600,000 円～6,599,999 円	(B) × 3.2 - 440,000 円	10万円
j 6,600,000 円～8,499,999 円	収入額 × 0.9 - 1,100,000 円	10万円

9 ページへ 9 ページの (2) に当てはめてください。

給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から所得金額調整控除額*1を控除します。

※1) 所得金額調整控除額 = (給与所得 (10万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得 (10万円を限度)) - 10万円

月収額の計算

給与所得者の事例

Bさんの場合(3人家族)

本人：30 歳 現在の勤務先に前年1月1日以前に就職している。
年間収入額 315 万円

妻：25 歳 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、
現在まで5か月間勤務
5か月間の収入額：30万円

子：4 歳

世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額 (11 ページ h に当てはめる) ① 3,150,000 ÷ 4 = 787,500
② 787,500 の 1,000 円未満を切り捨てると 787,000
③ 787,000 × 2.8 - 80,000 = 2,123,600

妻の所得額 ① 300,000 ÷ 5 × 12 = 720,000
(11 ページ b に当てはめる) ② 720,000 - 550,000 = 170,000

世帯の所得 本人の所得額 2,123,600 + 妻の所得額 170,000 = 世帯全員の所得額 2,293,600

控除額を計算します。(17 ページ「控除の種類」参照)

17 ページへ

世帯の基礎控除振替額合計 200,000

2 算

「同居及び扶養控除」
同居及び扶養控除は2人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
(「控除の種類」アに該当)
38 万円 × (入居しようとする家族数 - 本人 + 入居しない扶養親族数)
380,000 × (3 - 1 + 0) = 世帯の控除額合計 760,000

世帯の月収額を計算します。

3 算

世帯全員の所得額 2,293,600 - 世帯の基礎控除振替額合計 (A) 200,000 - 世帯の控除額合計 (B) 760,000 ÷ 12 = 世帯の月収額 111,133

10 ページの収入分位から2分位

33 ページからの募集住宅一覧表の家賃は第2分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	

※月収額の計算方法は「11 ページ」

竣工年度 (リノベーション)	ガス	家賃 (円)
		第1分位 第2分位 第3分位 第4分位 第5分位 第6分位
70 年	平13	32,800 37,900 43,400 48,900 55,900 64,500
61 年	昭59	23,000 26,600 30,400 34,300 39,200 45,200
62 年	昭60	24,000 27,700 31,700 35,700 40,800 46,400
63 年	昭60	24,100 27,800 31,800 35,800 40,900 46,400
66 年	昭60	24,100 27,800 31,800 35,800 40,900 46,400
66 年	昭63	22,800 26,300 30,100 33,900 38,800 44,400
66 年	昭63	24,400 28,200 32,300 36,400 41,600 48,000
66 年	昭63	22,800 26,400 30,200 34,000 38,800 44,400

5. 収入基準 3

年金所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年1月1日以前から支給されている方
2. 前年1月2日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者	住所	*****
	氏名	*****
種別	支払金額	源泉徴収金額
年金	***,***,***	*****0
扶養親族等	人	控除対象配偶者の有無等

年金証書または改訂通知書に記載の年間総支給額

= 円

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

年齢		収入額	所得金額	控除 (基礎控除振替分)
65歳以上の方	a	1,100,000円以下	0円	0円
	b	1,100,001円~3,299,999円	収入額-1,100,000円	最大10万円
	c	3,300,000円~4,099,999円	収入額×0.75-275,000円	10万円
	d	4,100,000円~7,699,999円	収入額×0.85-685,000円	10万円
	e	7,700,000円~9,999,999円	収入額×0.95-1,455,000円	10万円
65歳未満の方	f	600,000円以下	0円	0円
	g	600,001円~1,299,999円	収入額-600,000円	最大10万円
	h	1,300,000円~4,099,999円	収入額×0.75-275,000円	10万円
	i	4,100,000円~7,699,999円	収入額×0.85-685,000円	10万円
	j	7,700,000円~9,999,999円	収入額×0.95-1,455,000円	10万円

9 ページへ

9 ページの(2)に当てはめてください。

月収額の計算

年金所得者の事例

Cさんの場合(2人家族)

本人: 72歳 年間支給額 170万円
妻: 64歳 年間支給額 52万円



世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額(13ページbに当てはめる)

1,700,000 - 1,100,000 = 600,000

妻の所得(13ページfに当てはめる)

600,000 以下のため 0

世帯の所得 600,000 + 妻の所得 0 = 世帯全員の所得額 600,000

控除額を計算します。(17ページ「控除の種類」参照)

《基礎控除振替分》

本人: 10万円 + 妻: 0円 =

17 ページへ

A
世帯の基礎控除振替額合計
100,000

《同居及び扶養控除》

同居及び扶養控除は2人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。

(「控除の種類」アに該当)

38万円 × (入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数)

380,000 × (2-1+0) =

B
世帯の控除額合計
380,000

世帯の月収額を計算します。

世帯全員の所得額 600,000
世帯の基礎控除振替額合計(A) 100,000
世帯の控除額合計(B) 380,000
600,000 - 100,000 - 380,000 ÷ 12 =

世帯の月収額
10,000

10 ページの収入分位から1分位

33ページからの募集住宅一覧表の家賃は第1分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0~104,000円	5	158,001~186,000円
2	104,001~123,000円	6	186,001~214,000円
3	123,001~139,000円	7	214,001~259,000円
4	139,001~158,000円	-	

※月収額の計算方法は「17」

		家賃(円)					
竣工年数 (70年未満)	ガス	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位
70	平13	32,800	37,900	43,400	48,900	55,900	64,500
61	昭59	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200
62	昭60	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	46,400
63	昭60	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	46,400
64	昭60	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	46,400
65	昭63	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,400
66	昭63	24,400	28,200	32,300	36,400	41,400	47,400
67	昭63	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,500

5. 収入基準 4

事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年 1 月 1 日以前に事業を始めたとき

2. 前年 1 月 2 日以降に事業を始めたとき

確定申告の控え

所得金額	長期	一時	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得	事業所得
不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得	不動産所得
雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得	雑所得
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計

(例) 5ヶ月事業しているとき

5ヶ月間の所得金額 (※) ÷ 5 × 12

= 円

※ 1ヶ月に満たない月は含みません。

👉 9 ページへ

9ページの(2)に当てはめてください。

メモ欄

月収額の計算

事業所得者の事例

Aさんの場合(4人家族)

本人：45歳 前年1月1日以前に事業を始めている。
年間所得額 250万円

妻：40歳 無職

子：17歳 高校生

子：11歳 小学生

世帯全員の所得金額を計算します。

計1算

世帯の所得 2,500,000 + 妻の所得額 0 = 世帯全員の所得額 2,500,000

控除額を計算します。(17ページ「控除の種類」参照) 📖 17 ページへ

《同居及び扶養控除》

同居及び扶養控除は2人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
(「控除の種類」アに該当)

38万円 × (入居しようとする家族数-本人+入居しない扶養親族数)

計2算

380,000 × (4-1+0) = 1,140,000

《特定扶養控除》

扶養親族に16～22歳の方がいる場合、同居及び扶養控除とあわせて控除してください。(Aさんの場合17歳の高校生が1人いるので)

25万円 × 1人 = 250,000

控除額 1,140,000 + 250,000 = 世帯の控除額合計 1,390,000

世帯の月収額を計算します。

計3算

世帯全員の所得額 2,500,000 - 世帯の控除額合計 1,390,000 ÷ 12 = 世帯の月収額 92,500

🗨️ 10ページの収入分位から1分位

33ページからの募集住宅一覧表の家賃は第1分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000円	5	158,001～186,000円
2	104,001～123,000円	6	186,001～214,000円
3	123,001～139,000円	7	214,001～259,000円
4	139,001～158,000円	-	

※月収額の計算方法は「合」

竣工年度(平成)	ガス	家賃(円)
70	平13	第1分位 32,800 第2分位 37,900 第3分位 43,400 第4分位 48,900 第5分位 55,900 第6分位 64,500
61	昭59	23,000 26,600 30,400 34,300 39,200 45,200
62	昭60	24,000 27,700 31,700 35,700 40,800 46,400
63	昭60	24,100 27,800 31,800 35,800 40,900 46,400
66	昭60	24,100 27,800 31,800 35,800 40,900 46,400
63	昭60	22,800 26,300 30,100 33,900 38,800
63	昭60	24,400 28,200 32,300 36,400
63	昭60	22,800 26,400 30,200

5. 収入基準 5

控除の種類

① 公営住宅法施行令上の控除（基礎控除振替分）

控除対象	控除規定	控除額
「給与所得」又は「公的年金等の雑所得」がある方	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円以上の場合	10万円
	その方の「給与所得」と「公的年金等の雑所得」の合計が10万円未満の場合	当該所得金額

② 特別控除できる項目及び控除額

控除の種類	要件	控除額
ア．同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅と一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者、事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの ○所得税法の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方	1人につき 38万円
イ．特定扶養控除	○扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
ウ．老人扶養控除（同一生計配偶者）	○扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の方	1人につき 10万円
エ．寡婦控除	下記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人 ①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	1人につき 27万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が27万円以下の場合はその額)
オ．ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻又は事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	1人につき 35万円 (所得額から基礎控除振替分を差し引いた金額が35万円以下の場合はその額)
カ．障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3級から6級の方 ○療育手帳を所持し、Bの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級か3級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第4項症から第5款症の方	1人につき 27万円
キ．特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族(所得税法上の扶養控除を受けている親族と一緒に入居しない方)で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、1級か2級の方 ○療育手帳を所持し、Aの方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、1級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第3項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	1人につき 40万円

6. 抽選優遇制度 1

抽選番号数割り振り一覧表

今回の申込回数	多回数申込みによる優遇のみ (世帯区分による優遇なし)	多回数申込みによる優遇	
		(世帯区分による優遇①) +2個	(世帯区分による優遇②) +4個
1回～ 4回目	1個	3個	5個
5回～ 8回目	2個	4個	6個
9回～12回目	4個	6個	8個
13回～16回目	8個	10個	12個
17回～20回目	10個	12個	14個
21回～25回目	15個	17個	19個
26回～30回目	20個	22個	24個
31回～35回目	25個	27個	29個
36回目以上	30個	32個	34個

ひとり親世帯	高齢者世帯
子育て(乳幼児)世帯	心身障がい者世帯
単身者世帯(優遇あり)	犯罪・DV被害者世帯
高齢単身者・身体障がい 単身者世帯(優遇あり)	

次ページへ

多回数申込みによる抽選優遇制度

優遇内容

市営住宅の申込みが今回で 5 回目(落選回数4回)以上の方には、抽選番号を多く割り振ります。

申込回数が 5 回目以上の方は、前回申込み時の抽選番号通知書(ハガキ)をご確認の上、申込書に申込回数を記入してください。

申込年月日 令和 年 月

別紙の「申込書の記入方法」をよく見て記入してください。

区分コード 申込回数

注意点



- (ア) 姓が変わった場合や、配偶者の死亡などにより、やむを得ず申込者を変更する場合は、必ず前回申込み時の抽選番号通知書(ハガキ)を同封してください。
- (イ) 申込回数は、平成5年度第1回募集の申込みからが対象となります。また、以前は同時期の募集で、新築・空き家の両方への申込みを受け付けていたことがありますが、同時期の募集の申込回数は1回とみなします。
- (ウ) 仮当選(補欠の繰上げを含む)した後に

入居を辞退・失格となった場合は、それまでの申込回数は0になり、次の申込みは1回目からとなります。また、抽選方式・ポイント方式・随時募集で入居し、その後退去された場合、新たに抽選方式・ポイント方式へ申込みをされるときは、1回目からとなります。

(エ) 同居者等への申込回数譲渡はできません。申込回数は申込者のみが対象となり、同居者は申込回数の対象にはなりません。

6. 抽選優遇制度 2

世帯区分による抽選優遇制度

優遇内容

(ア) 2人以上で申し込む場合

右記世帯に該当する方（資格要件は21～22ページを参照）には抽選番号を多く割り振ります。

21～22ページへ

(イ) 単身で申し込む場合

高齢単身者・身体障がい単身者世帯、単身者世帯に該当する方（資格要件は27～28ページを参照）で、下記要件に該当する方には抽選番号を多く割り振ります。

27～28ページへ

■優遇される人の要件（単身で申し込む場合）（抽選番号+2個）

①身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方

②精神障害者保健福祉手帳を所持し1級または2級の方

③療育手帳を所持しAまたはB1の方、または、重度または中度の知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方

④戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

⑤ひとり親世帯（抽選番号+2個）

⑥子育て（乳幼児）世帯（抽選番号+2個）

⑦高齢者世帯（抽選番号+4個）

⑧心身障がい者世帯（抽選番号+4個）

⑨犯罪・DV被害者世帯（抽選番号+4個）

⑩原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

⑪引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

⑫ハンセン病療養所入所者など

⑬犯罪・DV被害者（資格の内容は、22ページの犯罪・DV被害者世帯に記載しています）

22ページへ

注意点

!

(1) 上記（ア）、（イ）に該当しない方が世帯区分による抽選優遇世帯で申し込んだ場合は、仮当選しても失格となりますので、各世帯の要件をこの募集案内

書でよく確認してください。

(2) 下記の表は、世帯区分による抽選優遇世帯制度の**対象外**です。世帯区分をよく確認して申し込んでください。

住宅種別	世帯区分	世帯区分コード	募集住宅一覧表 掲載ページ
別枠募集住宅	子育て（中学生以下）世帯	【82】	39～42
	【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯	【82】	43～44
	新婚世帯	【81】	45～46
	高齢者・身体障がい者世帯	【83】	
	車椅子使用者世帯	【16】	47～48
住宅特別募集	高齢者・身体障がい者世帯	【83】	なし
	車椅子使用者世帯	【16】	なし

7. 申込世帯区分等一覧表

自分がどの世帯区分に該当し、申込みをするか、下記をご参照ください。
※【 】は世帯区分コード

2人以上

2人以上で入居

住宅種別		世帯区分		世帯区分コード	掲載ページ
一般住宅		一般世帯		【01】	21
		抽選 優遇 世帯	ひとり親世帯	【13】	21～22
			高齢者世帯	【03】	
			子育て(乳幼児)世帯	【80】	
			心身障がい者世帯	【10】	
			犯罪・DV 被害者世帯	【12】	
別枠募集住宅	一般住宅	子育て(中学生以下)世帯		【82】	23
		【期限付き入居】子育て(中学生以下)世帯		【82】	
		新婚世帯		【81】	24
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	【16】	25～26	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅				
	一般仕様住宅				
特別募集住宅	一般住宅	一般世帯		【01】	21・29
		抽選 優遇 世帯	ひとり親世帯	【13】	21～22・29
			高齢者世帯	【03】	
			子育て(乳幼児)世帯	【80】	
			心身障がい者世帯	【10】	
			犯罪・DV 被害者世帯	【12】	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	24・29
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		【16】	25・26・29

		住宅種別	世帯区分	世帯区分コード	掲載ページ
1人(単身)  で入居 1人(単身)	一般住宅	単身者世帯	【41】	28	
		抽選優遇あり	【43】		
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	27	
		抽選優遇あり	【98】		
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	【16】	27	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅				
	一般仕様住宅				
	特別募集住宅	一般住宅	単身者世帯	【41】	28・29
			抽選優遇あり	【43】	
		高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	27・29
抽選優遇あり			【98】		
車椅子仕様住宅		車椅子使用者世帯	【16】	27・29	

! ○別枠募集とは、一般世帯、一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯とは別に割り当てられた住宅です。抽選優遇世帯ではないため、抽選の際の番号が多く割り振られることはありませんが、申込みの要件があるので、応募者は少なくなる傾向があります。
○特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です。
○世帯区分コードの記入ミスにご注意ください。

8. 2人以上で申し込む場合の要件 1

一部の住宅には、入居する人数の制限があります。3 人以上又は 4 人以上となっている住宅には、2 人での申込みはできません。また、**出産前の子は人数に含みません。**

一般世帯 【世帯区分コード：01】

資格 7～17ページの資格を全て満たしている世帯  7～17 ページへ

一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯

下記の世帯で申込みと抽選番号割り振りの際、世帯区分による抽選優遇制度があります。  19 ページへ

- ひとり親世帯
- 高齢者世帯
- 一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯
- 子育て（乳幼児）世帯
- 心身障がい者世帯
- 犯罪・DV 被害者世帯

ひとり親世帯 【世帯区分コード：13】

資格 7～17ページの資格を全て備え、申込者に配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする 20歳未満の子を扶養している方  7～17 ページへ

注意点 

(1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍全部事項証明書など入居資格を確認できる証明書を提出していただきます。

(2) 離婚手続き中の方は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までに離婚を証明する書類(戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書)を提出する必要があります。

高齢者世帯 【世帯区分コード：03】

資格 7～17ページの資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、18歳未満の方、60歳以上の方だけで構成される世帯  7～17 ページへ

注意点 

(1) 未成年の孫など(孫などの親が同居しない場合)との同居には相応の理由が必要です。申込み時に理由を記入した書類を同封してください。

(2) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、高齢者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。

高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は 24 ページ参照）。

※同居する親族の方の年齢が一部変更になりました。

子育て（乳幼児）世帯 【世帯区分コード：80】

資格 7～17ページの資格を全て備え、申込者が同居する親族に配偶者と小学校就学前（平成 29 年 4月2日以降に出生）の子の両方を含んで構成されている世帯（婚姻中の方も含む）  7～17 ページへ

心身障がい者世帯 【世帯区分コード：10】

資格 7～17ページの資格を全て備え、下記の(ア)～(イ)に該当する方がいる世帯  7～17 ページへ

(ア) 下記の表に該当する方

障がいの内容	証明書類	該当する方	該当しない方
身体障がい者	身体障害者手帳	1・2・3・4 級	5・6 級
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳	1・2 級	3 級
知的障がい者	療育手帳	A1・A2・A3・B1	B2
	知的障がい者用申込資格調査書の証明書など	①の内容	
戦傷病者	戦傷病者手帳	②の内容	

① 重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長または更生相談所の長から判断された方

② 戦傷病者手帳を所持し恩給法別第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

(イ) 現在、心身障がい者世帯に該当する級の手帳を申請中の方（契約期限までに交付される方）

(1) 身体障害者手帳などに記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。

(2) 仮当選後の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、上記の表の証明書類の写しを提出していただきます。

(3) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、心身障がい者世帯で申込みをされても住宅の仕様に変更はありません。高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は 24 ページ参照）  24 ページへ

注意点 

犯罪・DV 被害者世帯 【世帯区分コード：12】

資格 7～17ページの資格を全て備え、下記の (ア)または (イ) に該当する世帯  7～17 ページへ

(ア) 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の①または②に該当することが証明される方を含む世帯（警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方）

① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方

② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

(イ) DV 被害者がいる世帯

DV 被害者とは配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む）からの暴力を受けた方で、次の①・②のいずれかに該当する方。

① 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の一時保護、または婦人保護施設や母子生活支援施設等の保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方

※該当するかどうかわからない場合は、事前にお問い合わせください。

② 裁判所がした退去命令、または接近禁止令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方

※資格審査時に上記の内容を確認できる証明書を提出していただきます。

認するため、犯罪・DV（配偶者等からの暴力）被害者であることを確認できる証明書（関係機関からの証明書、医師からの診断書など）を提出していただきます。

注意点 

8. 2人以上で申し込む場合の要件 2

一般世帯・抽選優遇世帯と別枠で募集する世帯

一般住宅や
特別募集住宅
との重複
不可

別枠募集住宅は空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

子育て（中学生以下）世帯

【世帯区分コード：82】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者と
中学生以下（平成20年4月2日以降に
出生）の子がいる世帯

世帯例

- ・申込者＋配偶者＋子（中学生）＋子（乳幼児）
- ・申込者＋配偶者＋子（高校生）＋子（小学生）
- ・申込者＋子（乳幼児）



7～17 ページへ

注意点



- (1) 入居後、子どもが中学校を卒業しても
住むことができます。
- (2) 親子の別居など、世帯を不自然に分
割した申込みや他に扶養すべき方が
いる親族との同居など、特に同居する
- (3) 理由のない親族との申込みはできま
せん。
一般住宅や特別募集住宅に申し込むことも
できますが、重複しての申込みはできま
せん。

【期限付き入居】子育て（中学生以下）世帯

【世帯区分コード：82】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者と
その子（中学生以下（平成20年4月2日
以降に出生））がいる世帯

世帯例

- ・申込者＋配偶者＋子（中学生）＋子（乳幼児）
- ・申込者＋配偶者＋子（高校生）＋子（小学生）
- ・申込者＋子（乳幼児）

注意点



- (1) 入居期間は、入居日から令和 10 年 7 月
31 日までとなり、期間満了までに住
宅を明け渡していただきます。入居の
前に期限付き入居について説明を受け、
入居期間が満了する月までに明け渡す
ことを誓約した誓約書を提出する必要
があります。
明け渡しの際の移転費用は入居者の負
担になります。また、移転先として市
営住宅のご案内は致しません。
- (2) 親子の別居など、世帯を不自然に分割
した申込みや他に扶養すべき方がいる
- (3) 親族との同居など、特に同居する理由の
ない親族との申込みはできません。
- (4) 申込者とその子（同居する中学生以下の子
に限る）が含まれていない場合は申込み
できません。※孫や甥などは不可
- (5) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むことも
できますが、重複しての申込みはできま
せん。
- (6) 【期限付き入居】子育て（中学生以下）世
帯向住宅と子育て（中学生以下）世帯向
住宅との重複しての申込みはできません。

2人
以上

新婚世帯

【世帯区分コード：81】

資格

7～17ページの資格を全て備え、申込者及び
配偶者（婚約者）の年齢がともに40歳以下で、婚
姻の届出日から申込締切日までの期間が1年

以内の世帯（婚約中の方も含む）

7～17 ページへ

注意点



- (1) 婚約中の方は、仮当選後の資格審査時
に婚姻に関する誓約書を提出してい
た
だ
き
ま
す。
また、入居契約時までに婚
姻を証明する書類（戸籍全部事項証明書
または婚姻届受理証明書）を提出してい
- (2) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこ
ともできますが、重複しての申込みは
できません。

高齢者・身体障がい者世帯

【世帯区分コード：83】

住宅仕様

この住宅は緊急通報システムや数ヵ所の手
すり設置などの高齢者・身体障がい者仕様
となっていますので、一般住宅とは入居す
る住宅の仕様が異なります。

※緊急通報システムとは、部屋の中に設置し
ているボタンを押すと、部屋の外に聞こえる
ブザーが鳴るシステムです。
(設置されていない住宅もあります。)

資格

7～17ページの資格を全て備え、次のいづれ
かに該当する世帯

7～17 ページへ

注意点



- ① 申込者が60歳以上で、同居する親族が
配偶者か60歳以上の方だけで構成され
る世帯
- ② 身体障害者手帳1級から4級までの手帳
を所持している方がいる世帯
- (1) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むことも
できますが、重複しての申込みはできません。
- (2) 緊急通報システムが設置されていない住
宅もあります。

8. 2人以上で申し込む場合の要件 3

一般世帯・抽選優遇世帯と別枠で募集する世帯

一般住宅や
特別募集住宅
との重複
不可

別枠募集住宅は空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

車椅子使用者世帯(車椅子仕様住宅) 【世帯区分コード：16】

住宅仕様	この住宅は、車椅子での部屋への出入りが可能で、流し台なども車椅子のまま使用できる特別な仕様になっています。 ただし、室内については和室や多少の段差	など、車椅子での移動が難しい場合がございます。 お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。
資格	7～17ページの資格を全て備え、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 身体障害者手帳を所持し、1 級から 4 級までの方	(イ) 戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方 
注意点 	(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。 (2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。 (3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。また、一般住宅などで申し込む場合は一般仕様の住宅への入居	になります。 (4) 流し台の高さが通常よりも低くなっています。 (5) 車椅子使用者の方が転出等された場合、住替えにご協力いただくため、連絡する場合があります。

車椅子使用者世帯(高齢者・身体障がい者仕様住宅) 【世帯区分コード：16】

住宅仕様	この住宅は、住棟のアプローチがスロープで、室内の段差が低く、段差が少ない住宅です。 ただし、車椅子仕様住宅ではありませんので、室内については玄関や和室など多少の段差があります。	また、トイレ・台所・洗面所・浴室などは一般住宅と同じ仕様になっています。 お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。
資格	7～17ページの資格を全て備え、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 身体障害者手帳を所持し、1 級から 4 級までの方	(イ) 戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方 
注意点 	(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。 (2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。	(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。 ※今回、募集はありません。

車椅子使用者世帯(一般仕様住宅) 【世帯区分コード：16】

住宅仕様	この住宅は、住棟のアプローチがスロープで、室内の段差が低く、段差が少ない住宅です。 ただし、 <u>車椅子仕様住宅ではありません</u> ので、室内については玄関や和室など多少の段差があります。	また、トイレ・台所・洗面所・浴室などは一般住宅と同じ仕様になっています。 お尋ねになりたいことがありましたら募集係までお問い合わせください。
資格	7～17ページの資格を全て備え、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯で、次の(ア)(イ)のいずれかに該当するもの (ア) 身体障害者手帳を所持し、1 級から 4 級までの方	(イ) 戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方 
注意点 	(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。 (2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申込みはできません。	(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。

9. 1人(単身)で申し込む場合の要件

高齢単身者・身体障がい単身者世帯

【世帯区分コード：94、98（優遇あり）】

住宅仕様	この住宅は緊急通報システムや数ヵ所の手すりを設置しています。 ※緊急通報システムとは、部屋の中に設置	しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴るシステムです。 (設置されていない住宅もあります。)
資格	7～8ページの(1)～(5)、(7)及び9～17ページの資格を備え、次のいずれかに該当する方 (ア)60歳以上の方で配偶者がいない方(離婚手続き中の方も含む) (イ)身体障害者手帳 1 級から 4 級までの手帳を所持し、配偶者がいない方(離婚手続	き中の方も含む) (ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます)
抽選優遇制度	(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので 19 ページをお読みください。 (2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、申込書の世帯区分コードは“98”(高齢単身者・身体障がい単身者(優遇あり))になり、該当しない方は、“94”(高	齢単身者・身体障がい単身者)になります。 (3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類(身体障害者手帳の写しなど)を提出していただきます。 (4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。
注意点	(1) 配偶者がいる方は申込みできません。 (ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申込み可能) ※DV 被害者の内容は、22 ページに記載しています。 (2) 単身者世帯(28 ページ参照)で申し込むこともできますが、重複しての申込みはできません。また、単身者世帯の	住宅の仕様は一般世帯と同じ仕様です。 (緊急通報システムと手すりについては)

車椅子使用者世帯(車椅子仕様住宅)

【世帯区分コード：16】

注意点	25ページの申込みの資格要件に該当し、かつ、28ページの単身者世帯に該当する	方も申し込みできます。
-----	--	-------------

車椅子使用者世帯(高齢者・身体障がい者仕様住宅)

【世帯区分コード：16】

注意点	26ページの申込みの資格要件に該当し、かつ、28ページの単身者世帯に該当する	方も申し込みできます。
-----	--	-------------

車椅子使用者世帯(一般仕様住宅)

【世帯区分コード：16】

注意点	26ページの申込みの資格要件に該当し、かつ、28ページの単身者世帯に該当する	方も申し込みできます。
-----	--	-------------

単身者世帯

【世帯区分コード：41、43（優遇あり）】

資格	7～8ページの(1)～(5)、(7)及び9～17ページの資格を備え、下記(ア)～(ク)のいずれかに該当する方(ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます) (ア)60 歳以上の方で配偶者がいない方(離婚手続き中の方も含む) ※60 歳未満の方は(イ)～(ク)のいずれか要件を満たしていれば申込みができます。 (イ)生活保護法に規定する被保護者または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を受けている方で配偶者がいない方(離婚手続き中の方も含む。) (ウ)身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級	までの方で配偶者がいない方(離婚手続中の方も含む。) (エ)精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級から 3 級の方で配偶者がいない方(離婚手続中の方も含む。) (オ)療育手帳を所持している方、または、知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方で配偶者がいない方(離婚手続中の方も含む。) (カ)引揚者で引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方で配偶者がいない方(離婚手続中の方も含む。) (キ)ハンセン病療養所入所者等で配偶者がいない方(離婚手続中の方も含む。) (ク)犯罪・DV 被害者 ※資格の内容は、22 ページの犯罪・DV 被害者世帯に記載しています。
抽選優遇制度	(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので、19 ページ記載の世帯区分による抽選優遇制度をお読みください。なお、精神障害者保健福祉手帳の3級の方、療育手帳B2の方、または、軽度の知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方は、世帯区分による抽選優遇制度には該当しませんのでご注意ください。	(2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、入居申込書の世帯区分コードは“43”(単身者(優遇あり))になり、該当しない方は、“41”(単身者)になります。 (3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類(身体障害者手帳の写しなど)を提出していただきます。 (4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点	(1) 配偶者がいる方は申込みできません。 (ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申込み可能) (2) 仮当選後の資格審査時に下記の書類を提出していただきます。 ①単身入居者のための申立書(単身で生活できるかどうかを確認するための申立書) ②60 歳未満の方は、右記資格の(ア)～(キ)を証明する書類が必要です。	(ア)福祉事務所長発行の保護受給証明書 (イ)身体障害者手帳の写し、または福祉事務所長発行の証明書 (ウ)精神障害者保健福祉手帳の写し (エ)療育手帳の写し (オ)永住帰国者証明書の写し、または自立支度金支給決定書の写し (カ)ハンセン病療養所の入所を証する書類 (キ)犯罪・DV 被害者であることの内容を確認できる証明書
-----	---	---

2人以上 1人(単身) 2人以上 1人(単身) 10. 特別募集住宅の入居者募集について



注意点

特別募集住宅について、入居者を募集します。
特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です。敷金、家賃は、同

申込みは一世帯につき1住宅のみです。
住宅タイプに応じて、単身でも2人以上でも申込みできる住宅、2人以上が申込みできる住宅、単身(高齢単身者・身体障がい単身者)の方が申込みできる住宅を区分しています。
単身でも2人以上でも申込みできる住宅に単身でお申込みの場合、28ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。

単身(高齢単身者・身体障がい単身者)の方が申込みできる住宅にお申込みの場合、27ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資

一団地、同タイプの住宅と同じです。申込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申込みください。

格を満たしていることが必要です。

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申込みはできません。

なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

また、入居にあたっては、誓約書(前入居者において、室内で亡くなられた住宅であることの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと)を提出していただきます。

📄 27 ページへ

一般住宅や別枠募集住宅との重複不可

11. 申込みについての注意点 1

⚠️ 注意事項

●申込みについて

- 申込み後の、住宅、申込者及び入居する家族の変更などは一切できません。
- 補正期間は一切ありません。申し込みの際には、申込内容に不備がないようにお願いします。ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。
- 申込み時に提出された書類は、一切お返しできません。**
- 申込みにおける**年齢の基準日**は、**申込締切日**です。
- 婚約中の人は、入居契約時までに婚姻を証明する書類(戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書)**を提出する必要があります。また、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約を書いていただきます。
- 離婚手続き中の人は、入居契約時に離婚を証明する書類(戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書)**を提出する必要があります。
- 抽選に落選した場合でも抽選結果の通知を希望される方は、抽選結果通知書に必要事項をご記入のうえ 63 円切手を貼って申込書と一緒にご提出ください。
- 入居する部屋などの指定は一切できません。
- 仮当選や補欠になっても、申込資格や世帯区分、入居人数などが申込要件を満たさない場合は、仮当選資格や補欠資格が取消となる場合があります。

●その他の注意事項

- 入居時には、**家賃3ヶ月分の敷金**が必要です。また、**緊急連絡先の登録**をお願いします。
- 住宅内では、福岡市が管理している有料駐車場以外の場所には駐車できません。駐車場がない住宅および駐車場に空き区画のない場合は、各自で住宅外の駐車場の確保をお願いします。
契約可能車両：駐車できる車の規格
長さ 490 センチ以下
幅 180 センチ以下の乗用自動車
または
長さ 490 センチ以下・幅 180 センチ以下
車両重量 2 トン未満の貨物自動車
- 家賃の支払いは、原則として**口座振替**をお願いします。
- 家賃は、毎年度、入居者の収入申告に基づき決定します。年度末までに申告(収入申告書の提出)がない場合、4 月以降最高額の家賃となります。
- 退去時には、住戸内にある全ての畳の表替え及び襖の貼り替えの費用を負担していただきます。(当公社の仕様によるものとします)**
- 修繕状況等により、住宅が変更になることがあります。

11. 申込みについての注意点 2

失格事項

- 入居申込書とインターネット申込の両方で申し込んだ場合**
- 1 世帯につき 2 件以上申込みをした場合、また、申込者・同居者問わず、同一の氏名を 2 件以上の申込に記入・入力した場合**
- 入居申込書やインターネット申込の内容に不備があった場合**
- 申込書の記入事項やその他の提出書類にいつわりのあることが判明した場合、または必要書類の提出がない場合
- 複数人での申込みが要件となっている住宅で、入居契約時に人数の減少で入居者数が規定に満たない場合
- 入居前までに世帯区分の資格要件に該当しなくなった場合
- 一般世帯以外の世帯区分で申込み、審査などで世帯区分に該当しないことが判明した場合
- 優遇される人の要件に該当しない方が世帯区分による抽選優遇世帯で申し込んだ場合
- 別枠募集の住宅へ、抽選優遇世帯区分や対象ではない世帯区分で申し込んだ場合
- 契約期限までに契約できない場合
- その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

抽選後の取り扱い

- 仮当選者の他に、補欠者を抽選で決定します。補欠者は仮当選者の中から辞退者および失格者が生じた場合に繰上当選となります。繰上当選となった場合は文書で通知します。
- 空き家の住宅の紹介は当選順位にしたがって行いますので、当選してもすぐに入居できるわけではありません。また、当選順位が下位の方は、入居時期が遅くなる場合があります。

⚠️ 仮当選後の辞退について

抽選の結果、仮当選者となった後に**辞退された場合**、これまでの**申込回数が 0 (ゼロ)**となり、次回からの**申込みは 1 回目からとなります**。募集住宅一覧表 📄 33~54 ページへ に、エレベーターの有無や住所、築年数などを記載しております。申し込む前に、これらの情報をよくご確認のうえ、申し込んでください。

●よくある辞退理由

- ①場所が不便である。
- ②階段昇降が困難である。
- ③建物が古い。
- ④特別募集住宅の内容をよく理解していなかった。

●辞退しないために(募集係からのお願い)

- ①募集住宅一覧表の「所在地」を確認してください。
- ②1 階の部屋を申し込むか、エレベーターがある住宅を申し込んでください。
- ③募集住宅一覧表の「竣工年度」を確認してください。
- ④特別募集住宅とは、前入居者において、室内で亡くなられた住宅です(29 ページ参照)。このことを十分ご理解のうえ、申し込んでください。

あつせん 補欠者への住宅斡旋制度について

- 募集の申込期間が終了した時点で、申込者数が募集戸数に満たなかった住宅(対象外の住宅があります)について、同じ住宅種別(20 ページに記載)の補欠者は、その住宅の斡旋を希望することができます。 📄 20 ページへ
- 申込者数が募集戸数を満たした住宅種別の補欠者に対しては、斡旋できる住宅がありませんので、この制度による斡旋は行いません。
- 斡旋を行う補欠者には、抽選会后、補欠通知書と共に住宅斡旋の案内書及び申込書を郵送します。
- 斡旋を希望される場合は、公社に郵送または持参により(3)の申込書の提出が必要です。申込受付期間や対象住宅などの詳細は、案内書にてお知らせします。
- 申込みできる住戸は1住戸です。申込みが複数ある場合は、抽選により仮当選者を決定します。
- この制度により仮当選者となった場合は、補欠者としての権利が失われます。斡旋の申込みをされるときは、十分ご注意ください。**